

自然災害訴訟に学ぶ 組織のリスクマネジメント —安全配慮義務とBLCPの視点—

JAOHL2023・日本産業保健法学会第3回学術大会
連携学会シンポジウム3(日本職業・災害医学会)
「災害産業保健と法」

2023年9月16日

銀座パートナーズ法律事務所 弁護士・博士(法学)・気象予報士
岩手大学地域防災研究センター客員教授
北海道大学公共政策学研究センター上席研究員
人と防災未来センター特別研究調査員

岡本 正 (OKAMOTO TADASHI)

BCP・BCMとは

事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）

災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略。バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する（Business Continuity Plan: BCP）。

ここでいう計画とは、単なる計画書の意味ではなく、マネジメント全般を含むニュアンスで用いられている。マネジメントを強調する場合は、BCM（Business Continuity Management）とする場合もある。

（内閣府HPより）

リーガル・リスクの視点から

安全配慮義務：

ある法律関係に基づいて特別な社会接触関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方または双方が相手方に対して信義則上負う義務。生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務。自然災害による危険発生の場合にも当然に安全配慮義務を負う。

善管注意義務：

委任契約の受任者（役員）は、委任者（組織）に対して、委任の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって委任事務を処理する。従業員らの生命・健康・財産の安全を自然災害から守ることは、善管注意義務の内容と考えるべき。

リーガル・リスクの視点から

内部統制システム構築義務：

会社法・会社法施行規則で明示された大会社における取締役会決議事項。いわゆる「内部統制システム構築義務」。あらゆる組織に応用できる考え方として参考になる。企業業務適正の判断のために必要な項目として「当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」が法令に明記されている。いわゆる危機管理マニュアルや事業継続計画（BCP）を含むものと考えてよいだろう。



企業は大規模事故や自然災害の脅威のなかでの組織の事業継続（BC）の前提として、労働契約を締結している職員については勿論、顧客、施設利用者、その他関係者の生命・身体等を守ることが、経営戦略上最も重要なミッションとなる。）

BCPとは



安全配慮義務・善管注意義務
内部統制システム構築義務
(損失危険管理体制の構築)
の領域

いつ、だれが、何を 判断するかの準備

自らの具体的職務を続ける準備

人材を組織に繋ぎとめる準備

ステークホルダーの安全確保と連携

既存
BCP
概念

図表 2-25 災害と企業責任に関する主な裁判例 (東日本大震災)

No	事件名・裁判所・	事案の概要	日付	主な出典
1-1	日和幼稚園バス津波被災事件 (第1審)【判決】／仙台地裁	法人経営の幼稚園の園児5名が送迎バスで津波の犠牲。4名の遺族が訴訟提起。学校法人の情報収集義務違反等による安全配慮義務違反を認定。	2013.9.17	判例時報 2204-57
1-2	日和幼稚園バス津波被災事件 (控訴審)【和解】／仙台高裁	和解条項前文にて学校法人の法的責任を明確にし、和解条項で防災マニュアル、避難訓練、防災意識向上等の体制構築の重要性と当時の対策の不十分性を明記。	2014.12.3	
2	陸前高田市民津波被災事件【判決】／盛岡地裁	気象庁の津波過小評価により配偶者が津波で犠牲になったとして、遺族が国家賠償請求。当時の技術・設備から可能な限りでの判断であり責任はないと判断。	2014.2.20	判例時報 2268-91
3-1	七十七銀行女川支店津波被災事件 (第1審)【判決】／仙台地裁	支店長指示で銀行支店屋上に避難した行員ら12名が津波の犠牲。3名の遺族が訴訟提起。自然災害事件では事前の安全教育、避難訓練、災害対応プラン、本災害後の情報収集、屋上への避難指示、避難場所の不変更等について詳細に検討したうえ、銀行の安全配慮義務違反はないと判断。	2014.2.25	判例時報 2217-74
3-2	七十七銀行女川支店津波被災事件 (控訴審)【判決】／仙台高裁	補充主張がなされたが、銀行の安全配慮義務違反はないと判断。	2015.4.22	判例時報 2258-68
3-3	七十七銀行女川支店津波被災事件 (上告審)／最高裁	上告棄却・上告不受理により確定。	2016.2.17	
4-1	山元町東保育所津波被災事件 (第1審)【判決】／仙台地裁	宮城県山元町運営の保育所で発災後に災害対策本部と保育士の指示で待機していた園児3名が津波の犠牲。2名の遺族が訴訟提起。災害後にラジオ報道等で情報収集の余地があったとしつつも、地域防災計画やハザードマップ、停電被害、報道状況からすれば津波は予見できず、安全配慮義務違反はないと判断。	2014.3.24	判例時報 2223-60
4-2	山元町東保育所津波被災事件 (控訴審)【判決】／仙台高裁	第一審より踏み込み、保育所に津波が到達するまで1時間以上の猶予があり、情報収集を十分に実施し、少しでも遠く、少しでも高い場所へ避難していれば園児の命が助かった可能性は高いとしつつも、実際には山元町災害対策本部や保育士らに津波の予見可能性はなく安全配慮義務違反はないと判断。	2015.3.20	判例時報 2256-30
5-1	常磐山元自動車学校津波被災事件 (第1審)【判決】／仙台地裁	自動車学校を経営する株式会社の教習生25名(18-19歳)と非常勤事務職員1名ほか会社役員多数が送迎バス、徒歩での岐路、会社校舎で津波の犠牲。教習生25名と非常勤職員1名の遺族が訴訟提起。教習終了後の時間帯の安全配慮義務を肯定し、被害想定や第一報による津波の大きさ等を考慮すれば津波は予見できないとしつつも、会社従業員らが	2015.1.13	判例時報 2265-69

災害復興法学 II

An Encouragement of Disaster Recovery and Revitalization Law II

岡本 正

Tadashi Okamoto

公共政策×復興
×防災・減災

慶應義塾大学屈指の人気講座の続編が
4年の歳月を経てついに刊行

復興の智慧を次なる復興に

被災者の「声」を防災・減災教育へ繋ぐ

東日本大震災4万件、
熊本地震1万2千件、
広島土砂災害250件の
リーガル・ニュースを徹底解析。
「リーガル・レジリエンス」の
獲得を目指して
新たな防災教育をデザインする。

自然災害と安全配慮義務

安全配慮義務：

具体的な規模や事象がいつ起きるか予測できないとしても、「安全配慮義務」は常に追っていることが裁判所によって明確にされている。

「…本件に即して言えば、被告は、本件被災行員ら3名が使用者又は上司の指示に従って遂行する業務を管理するに当たっては、その生命及び健康等が地震や津波といった自然災害の危険からも保護されるよう配慮すべき義務を負っていたというべきである。」（平成26年2月25日仙台地裁判決）

東日本大震災と津波被災訴訟

七十七銀行女川支店訴訟

仙台地裁 平成26年2月25日 判決

東日本大震災の津波により銀行支店の屋上に避難していた支店長を含む銀行員ら12名が死亡した事故。うち3名の遺族が訴訟提起。銀行の安全配慮義務違反はないとされ、損害賠償請求が認められなかった。

常磐山元自動車学校訴訟

仙台地裁 平成27年1月13日 判決

東日本大震災に伴う津波により、株式会社常磐山元自動車学校の自動車教習所の教習生（25名、いずれも18～19歳）と職員1名が犠牲になった事故。教習契約に基づく安全配慮義務違反があるとし、会社に対する損害賠償請求を認めた。

東日本大震災と津波被災訴訟

大川小学校津波訴訟 第1審

災害発生前からのマニュアルの整備義務などの違反はない

災害発生後の3時30分には、現場にて**広報車が津波襲来を知らせたことを教員は察知したが、その後の避難誘導先を裏山ではなく三角地帯とするなど避難誘導先を誤った。**

大川小学校津波訴訟 控訴審

仙台高裁 平成30年4月26日に仙台高等裁判所

災害発生前からのマニュアルの整備義務違反・教員らへの訓練違反・マニュアル周知違反がそもそもあった。**マニュアルがあれば、最初の地震の速報の段階で、決められた通り適切な避難先へ誘導できた。**

BCPのポイント・教訓を抽出

災害後の情報収集義務

情報取得後の判断能力

組織図
見直し
周知

判断権者不在の
回避

責任権限の
自動移譲

事前マニュアル
整備

対災害訓練の
実施

想像力
感受性
教育
研修

内部リスクコミュニケーション

被災後に過酷な環境に置かれ、肉体的・精神的・経済的負担から離職してしまえば、組織としても事業継続の担い手を失うことになってしまう。

そこで、災害発生のリスクや、災害後に被災者を安心させるための内部に向けた「リスクコミュニケーション」の実施を平時から丁寧に行っておくことが重要ではないか。

人材育成の視点

災害時にできるかぎり情報を収集
できるかぎり適切な判断を尽くす
その前提となるのがBCPの整備と
すべての構成員に対して
BCPを「自分ごと」にする



「全社員への『啓発』プログラム」

原子力規制庁（放射線対策委託費 放射線安全規制研究 戦略的推進事業費 放射線安全規制研究推進事業）から 委託を受けた「原子力災害拠点病院のモデルBCP及び外 部評価等に関する調査及び開発」



原子力災害拠点病院のモデル BCP 及び
外部評価等に関する調査及び開発

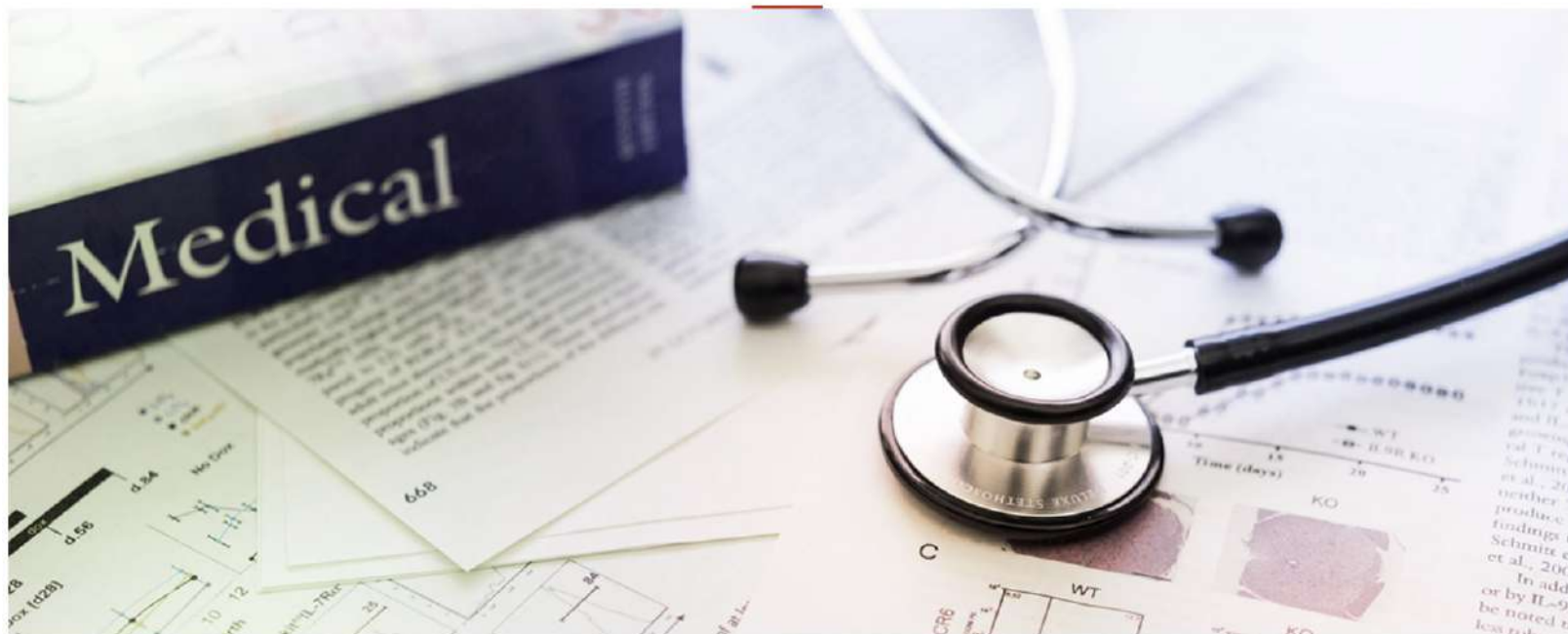
[HOME](#)

[研究内容](#)

[組織](#)

[成果](#)

[TOPICS](#)



厚生労働省事業継続計画（BCP）策定研修事業における 「安全配慮義務」の視点について学ぶ新たな研修コンテンツの作成

災害時における医療機関の 事業継続マネジメント —自然災害訴訟と安全配慮義務に学ぶ—

厚生労働省
令和5年度事業継続計画（BCP）策定研修事業

銀座パートナーズ法律事務所 弁護士・博士（法学）・気象予報士

岩手大学地域防災研究

北海道大学公共政策学研

人と防災未来センター

元内閣府行政刷新会議事務

元文部科学省原子力損害賠償紛争

岡本 正 (©TADAS)



BCP

Business Continuity Plan

B CP

Business and

Continuity Plan

被災とは「お金とくらし」の困難

新築したばかりの家は全壊、
家族は行方不明……。
いったい、どうすればよいのか、
途方にくれています。

➔ まずは、「**り災証明書**」を
取得しましょう

参照 生活再建の第一歩
「**り災証明書**」の取得



アパートが被災し、
退去を求められています。
勤務先も被災で休業、
収入がありません。

➔ 生活再建に際しては、
トラブルが多発しがちです

参照 生活の支援
紛争・トラブル

自宅が壊れて、
キャッシュカードも通帳も
紛失しました。
健康保険証も見当たりません。

➔ 災害時は、貴重品等の紛失にも
柔軟に対応します

参照 生活の支援
貴重品等の紛失

一家の大黒柱である
夫を亡くしました。
貯金も、ほとんどありません。
当面の生活さえ見通せません。

➔ 被災直後の生活を支える
給付金があります

参照 お金の支援
もらえるお金、借りられるお金

全壊した自宅は
住宅ローンが残っています。
公共料金など
毎月の支払いも心配です。

➔ ローンや公共料金等の
減免制度があります

参照 お金の支援
支払いの減免など



自宅を建て直す場合、
何か融資はありますか。
お金がない場合は
どうすればいいですか。

➔ 住宅の提供、被災者向け住宅融資など
事情に応じて利用できます

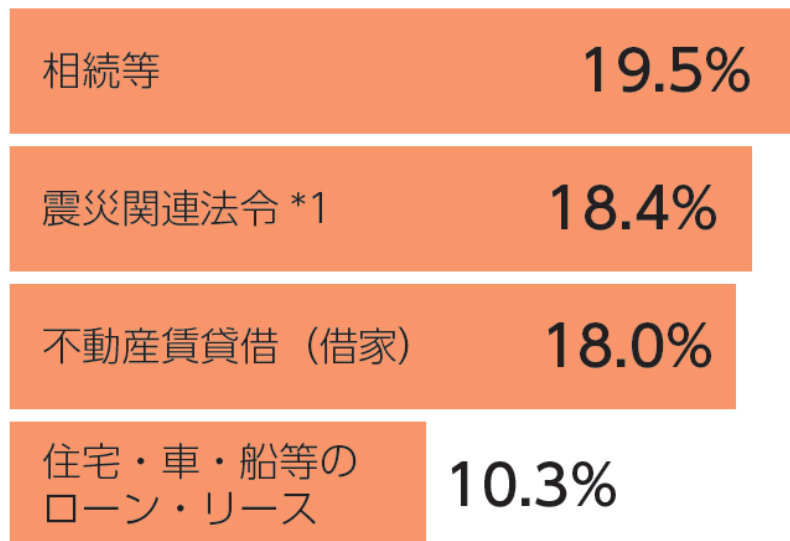
参照 住居の支援
住まいの再建

東日本大震災4万件超・熊本地震1万2千件超(約1年間)

東日本大震災における主な相談内容

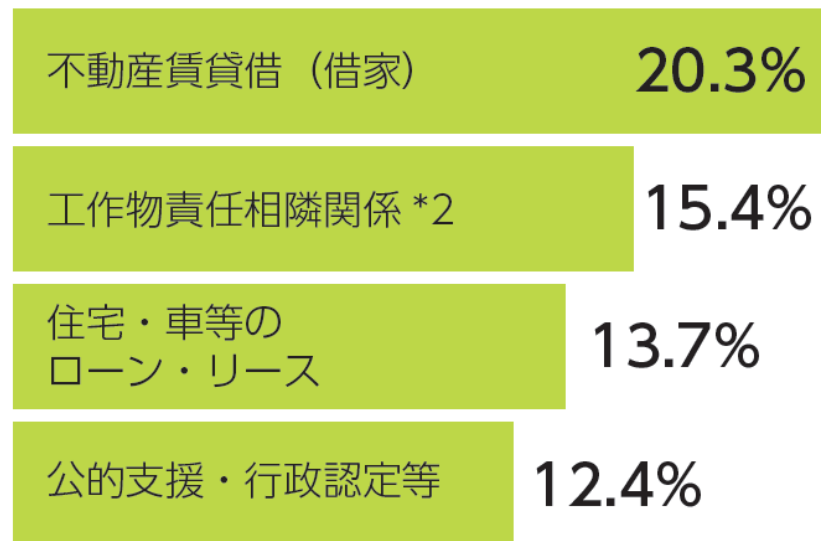
(宮城県石巻市)

2011年3月～2012年5月 (3,481件)



熊本地震における主な相談内容

2016年4月～2017年4月 (12,284件)



*1 各種支援制度に関する問い合わせなど

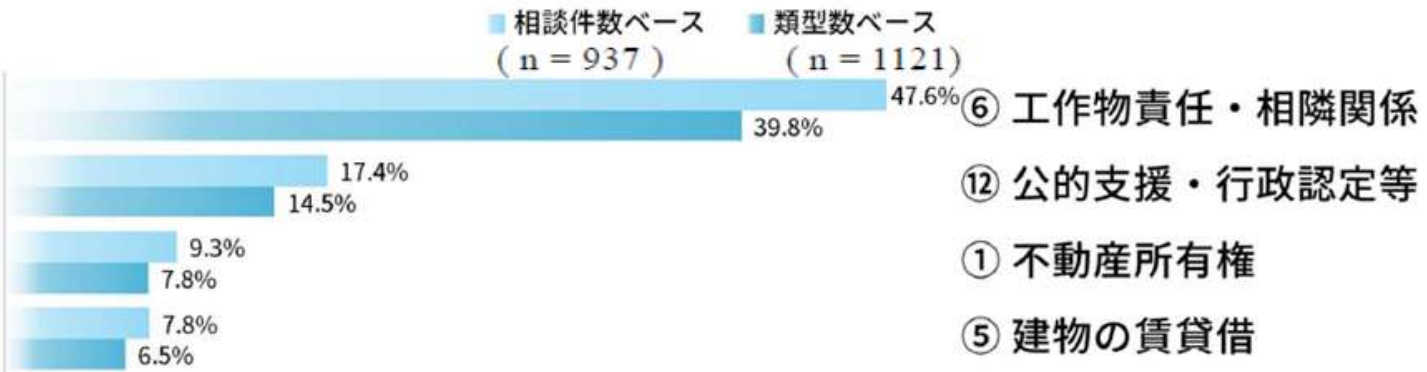
*2 近隣住民とのトラブルなど

(岡本正著『災害復興法学』『災害復興法学Ⅱ』慶應義塾大学出版会刊より引用)

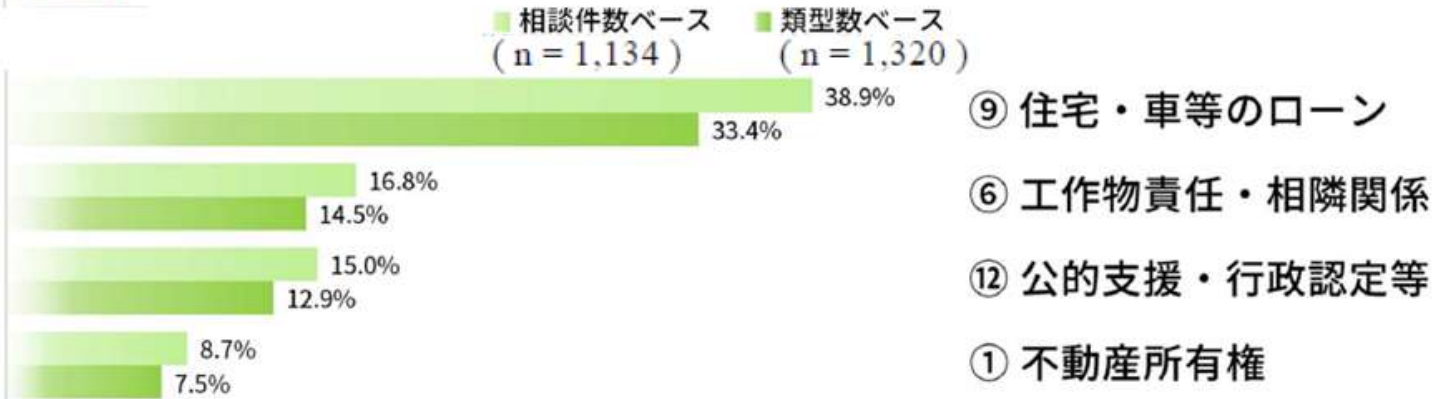
西日本豪雨 (2018年7月11日～10月31日:3230件)

※日本弁護士連合会による第二次分析結果

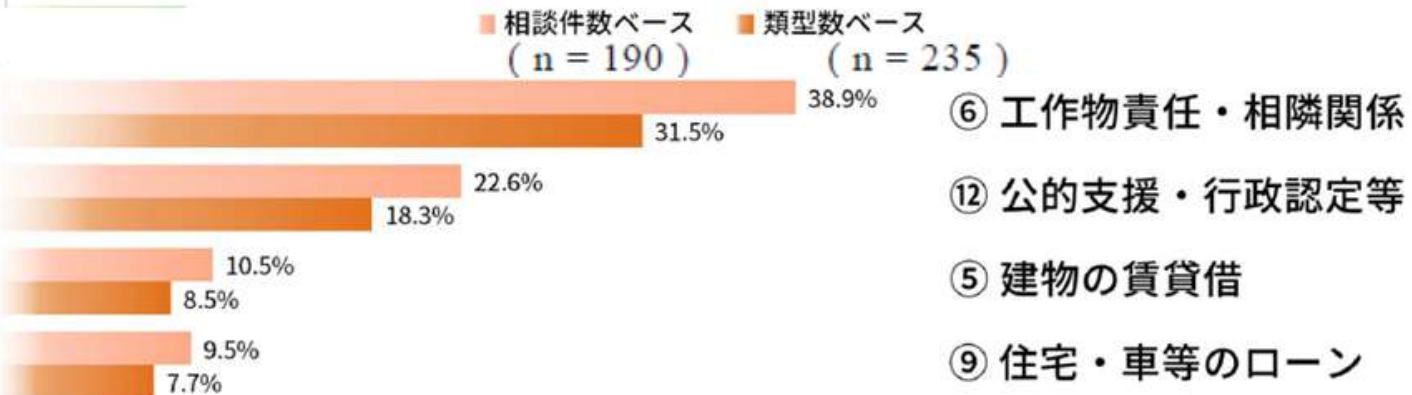
広島県



岡山県



愛媛県



生活を取り戻す知恵を備える 再建へのステップを意識する

岡本正『被災したあなたを助けるお金とくらしの話 増補版』（弘文堂）より



はじめに
もくじ

ii

はじめの一步 Part 1

- Chapter 1 大災害で被災するとは
どういうことか 2
- Chapter 2 生活再建への第一歩「罹災
証明書」を必ず知っておこう
ワンポイント豆知識 6
- Chapter 3 罹災証明書の被害認定では
写真撮影も忘れずに 10
- コラム1 新型コロナウイルスと生活支援情報 11

貴重品がなくなった Part 2

- Chapter 4 通帳やカードなしでも
預貯金は引き出せる 16
- Chapter 5 家の権利証がなくなっても
権利はなくなるらない 20
- Chapter 6 保険会社や契約内容が
不明なら保険協会の窓口へ 24
- Chapter 7 保険証をなくしても
保険診療を受けられる 28
- コラム2 新型コロナウイルスと休業支援 32

支払いができない Part 3

- Chapter 8 携帯電話料金は支払い期限
延長や減額も 34
- Chapter 9 保険会社による
保険料の支払い猶予も 38
- Chapter 10 電気・ガス・水道等公共料金も
支払い猶予措置がある 42
- Chapter 11 被災ローン減免制度は破産に
あらず〜自然災害債務整理
ガイドライン①〜 46
- Chapter 12 被災ローン減免制度には多くの
メリット〜自然災害債務整理
ガイドライン②〜 50
- Chapter 13 返済条件変更前に減免制度の
確認を〜自然災害債務整理
ガイドライン③〜 54
- コラム3 コロナ版ローン減免制度の誕生 58

Part 4

- Chapter 14 住まいの全壊等には被災者生活
再建支援金を〜基礎支援金〜
「安心」 60
- Chapter 15 被災者生活再建支援金には
追加金も〜加算支援金〜遺族
最大200万円の 64



生活を取り戻す知恵を備える 再建へのステップを意識する

岡本正『被災したあなたを助けるお金とくらしの話 増補版』（弘文堂）より



被災地の声を見る	生活を取り戻す	トラブルの解決	お金の支援	
Part 7	Part 6	Part 5	Part 4	
Chapter 30	Chapter 28	Chapter 23	Chapter 19	Chapter 14
Chapter 29	Chapter 27	Chapter 22	Chapter 18	Chapter 15
Chapter 26	Chapter 25	Chapter 21	Chapter 17	Chapter 16
Chapter 24	Chapter 23	Chapter 20	Chapter 16	Chapter 15
Chapter 22	Chapter 21	Chapter 19	Chapter 15	Chapter 14
Chapter 20	Chapter 19	Chapter 18	Chapter 14	Chapter 13
Chapter 18	Chapter 17	Chapter 16	Chapter 13	Chapter 12
Chapter 16	Chapter 15	Chapter 14	Chapter 12	Chapter 11
Chapter 14	Chapter 13	Chapter 12	Chapter 11	Chapter 10
Chapter 12	Chapter 11	Chapter 10	Chapter 10	Chapter 9
Chapter 10	Chapter 9	Chapter 8	Chapter 9	Chapter 8
Chapter 8	Chapter 7	Chapter 7	Chapter 8	Chapter 7
Chapter 6	Chapter 5	Chapter 6	Chapter 7	Chapter 6
Chapter 4	Chapter 3	Chapter 4	Chapter 6	Chapter 5
Chapter 2	Chapter 1	Chapter 2	Chapter 5	Chapter 4
Chapter 1	Chapter 0	Chapter 1	Chapter 4	Chapter 3



被災に備える豆知識 (取材協力：弁護士 岡本正さん)



2023.07.24

①り災証明書



2023.07.25
②通帳カード



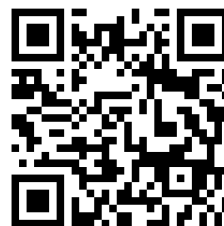
2023.07.26
③保険証



2023.07.27
④公共料金



2023.07.28
⑤被災ローン



第3種郵便物認可

生き抜く知恵伝え

岡本がそう思い至ったのが、全壊した自宅のローンは1200万円残っている。大震災に向き合ったから、支援のため弁護士が被隣トラブル…。被災を機に離婚、相続、近例えは、岩手県陸前高田市は「比較的新しい家借家や相隣関係の相談と名付けた。内陸のため浸水はしないが、揺れて被災借家の修理をめぐるトラブルや落ちた瓦が隣家と名付けた。与えた被害に関する相談

復興の道しるべ

③

「災害直後の2週間、生き延びた後、何に困り、何が必要となるのか」。7月末、神奈川大横浜キャンパス。防災に関心のある会場の人たちに向かって、弁護士岡本正(36)が問い掛けた。地震や津波から命を守る上で欠かせない耐震化や避難、備蓄。そして、災害が起きても事業や活動が途絶えないようにする「事業継続計画(BCP)」。

「どちらも大切な防災だが、その間の視点が抜け落ちている。岡本はさらに投げ掛ける。「被災した人が果たすべく仕事を始められるかどうか。その段階に移るまでの間にこそ、備えておくべき重要な課題がある」。防災に明るくなかった岡本がそう思い至ったのは、法律家として東日本大震災に向き合ったからだ。支援のため弁護士が被隣トラブル…。被災を機に離婚、相続、近例えは、岩手県陸前高田市は「比較的新しい家借家や相隣関係の相談と名付けた。内陸のため浸水はしないが、揺れて被災借家の修理をめぐるトラブルや落ちた瓦が隣家と名付けた。与えた被害に関する相談

法律相談

被災地に駆け付け、震災後に抱え込んだ悩みや苦しみに打ち明ける人々。その苦しい胸の内は、メディアで報じられるような悲劇の物語とは異なり、誰もが直面しうる被災の現実だった。

「命を守っても、それで終わりじゃない。その先に生活再建の課題が重くのしかかってくる。」「相談から呼んだ被災者の法的ニーズを構造化すれば、支援に役立つはずだ。」「日常的な法律相談の区分を参考に「不動産所有権」「預金・株等の流動資産」「境界」など20余りの項目に分類。さらに

生き抜く知恵伝え



被災とは何か。事例を挙げて説く岡本さん
＝7月31日、神奈川大横浜キャンパス

が多数を占めた。「命に関わる問題ではないものの、紛争相手が近所の人。法廷に持ち込むのはなじまない」と岡本。一機でない解決手段のノウハウもまた、次に生かすべく備えていえた。

「津波の映像を見る」とばかりが学びではない。災害が起きると、生活が壊れる。その姿をイメージし、役立つ知恵や知識を身に付けておくことが防災の近道になる。岡本はそれを「災害復興法塾」と名付け、提唱している。

＝敬称略(渡辺 渉)

被災新聞

第273号

自助のヒント

被災者支援の各種制度

被災者に対する公的な支援策としては、被災者生活再建支援金や災害弔慰金のほか、災害による負傷や疾病に対する災害障害見舞金、生活再建に必要な資金を貸し付ける災害援護資金、小中学校の就学援助や高校・大学などの授業料減免、国税や地方税の減免・猶予などがある。これらの内容をまとめたパンフレットを内閣府が公開しており、ウェブサイトでも公開している。また、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度もあり、熊本地震では工事完了期限の延長や対象の拡大などの措置が講じられている。

「被災新聞」は毎週土曜日に掲載します。災害対策や備えに関する話題や情報をお待ちしています。被災地に届けたいメッセージも募集します。住所、氏名、年齢、職業、電話番号、メールアドレスを明記し、神奈川新聞報道部「被災新聞」担当へファクスかメールで。ファクス＝045(227)0154、メール＝houdou@kanawa-np.co.jp

災後のリスクに目を

つぶれたわが家に住めなくなり、家族を奪われた人がけが苦しむのではない。仕事やローン、近隣トラブル。地震や津波に見舞われた地域では、誰もが被災者になり得る。こうした災後のリスクにあらかじめ目を向け、その時に頼れる仕組みや法律制度をあらかじめ理解しておくこともまた、欠かせない備えだ。東日本大震災後に日弁連で4万件を超える法律相談を分析した岡本弁護士(37)写真、鎌倉市出身。そう訴え続けている。

(渡辺 渉)

鎌倉出身の岡本弁護士

「自宅や職場で実践している災害への備えは何ですか。岡本弁護士は問い掛ける。「生き残るための防災はやっているはず。でも、生き延びた後のことまで考えられていますか。11月19日、地元鎌倉の浄明寺町四会の一防災の集いで、住民に訴えたい。

「知識の備え」大切さ説く



経営者であれば、事業収入がなくなると資金が底突き、最悪の場合、不渡りを出す。自宅が津波に襲われれば、保険証や不動産の権利証などの重要書類も流されてしまう。アパートが損壊して住み続けるのが不可能になると、貸主は退去を求めるが、別の住まいを見つけれない居住者も少なくない。

「それはいくつかのケースを挙げながら、強調した。『当たり前だった』

相談

その上で岡本弁護士は、実際に法律相談で寄せられた「絶望的な声」をいくつか挙げる。

「買ったばかりの家が、実際には法相談で寄せられた『絶望的な声』をいくつか挙げる。『買ったばかりの家が、実際には法相談で寄せられた『絶望的な声』をいくつか挙げる。『買ったばかりの家が、実際には法相談で寄せられた『絶望的な声』をいくつか挙げる。』

「一家の大黒柱の夫が亡くなりました。受験を控えた高校生の子どもがいます。大学はあきらめなくてはなりません。まとまったお金はありません。スライドに映し出される言葉をじっと見つめる住民たち。さらに具体的な事例を列挙していく。

不安

岡本弁護士は、人口約1万人の約8%が犠牲になった宮城県女川町を引合いに、示したようなケースが決して人ごとではないと強調する。「8%というのは、とても高い数字だが、それでも大半の人は生き残るといえる。命を守ることができたからといって、防災がそこで終わっているのだろうか。被災した瞬間から抱える先行きの不安、金銭的な問題、精神的な苦痛。そうしたものに向き合い続けなければならない現実を思いをはせ、だからこそ『その後』に対する知識を蓄えておくべきだと説く。

希望

岡本弁護士は一方で、災後に途方に暮れないようにするために知っておくべき制度をいくつか挙げた。

まずは「罹災証明書」の交付を受けること。全壊や半壊といった住宅の被害程度を証明する書類で、被災者が支援を受ける上で基本となるものだ。判定内容に不満はあるかもしれないが、生活を立て直すのはまずここから。

次に、最大で300万円が支給される「被災者生活再建支援金」。被災程度によつては、受け取る金額は、50万円とか100万円とか少ないかもしれないが、これがまさに希望になる。そして、家族が犠牲になった場合に、遺産が受け取れる最大5000万円の「災害弔慰金」がある。また、ローンや保険、公共料金については、基本的に相談すれば支払いの猶予や減免などを受けられる。保険会社などのウェブサイトに「被災者の方へ」という案内が出るので、それを確認することがポイントだと説明した。

法的ニーズに地域差

4万件の声分析

区。しかし、震度6弱の激しい揺れに見舞われ、住宅や建物の損壊、インフラの被害が際立った。相談事例から浮き彫りになった法的なニーズも、借家関係の「不動産賃貸借」が全体の約3割と突出。隣接瓦の落下や塀の倒壊による隣家とのトラブルを反映した「工作物責任・相関関係」も多く、住宅がひしめく

都市部の特徴が表れていた。これに対し、人口の8%近くがなくなった岩手県陸前高田市では、「遺言・相続」が4割に迫り、亡くなった人の多さを映し出していた。広範囲に浸水し、生活の根拠を奪われた人が多かっただけに、支援策の有無などを訪ねる「震災関連法令」や「住宅・車・船等のローン・リース」も目立っていた。

台山市青雲と陸前高田市の特徴が重なり合う「遺言・相続」や「災害関連法令」「不動産賃貸借」がいずれも約2割あり、人口や産業の集積する都市が壊滅的な被害を受けたことで、多様な法的ニーズが発生していた。岡本弁護士は「被災の態様は地域ごとに異なり、生活再建や復興のニーズもまた多様だ。こうした生の声を政策に生かしていくことが求められる」と指摘している。(渡辺 渉)

「知識の備え」大切さ説く

被災後に助けしてくれる

お金の制度

法律がある

一般社団法人 日本損害保険協会 **SONPO**
The General Insurance Association of Japan

朝日新聞デジタル（2022年1月31日）

ハザードマップ講習会

『被災したあなたを助けるお金とくらしの話』



防災の
プロフェッショナル
が語る！

水害から命と生活を守るために

医療福祉・救命救護分野における 「災害政策実務・被災者支援法務」研修の必須性



ソーシャルワーカー研修（福祉士会等）



病院職員研修（医療法人・国立病院機構等）



平成29年度 下半期法務幕僚等集合訓練 平成29年10月11日・12日

救命救護関係者研修（自衛隊・消防・日赤等）



看護師研修（災害看護教育・看護師協会等）



【目標11】

包括的で安全かつ強靱(レジリエント)で
持続可能な都市及び人間居住を実現
する

●11-5

2030年までに、貧困層及びせい弱な
立場にある人々の保護に焦点をあてなが
ら、水関連災害などの災害による死者や
被災者数を大幅に減らす。

●11-6

2020年までに、包含、資源効率、気候
変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ
(レジリエンス)を目指す総合的政策及び
計画を導入・実施した都市及び人間居
住地の件数を大幅に増加させ、仙台防
災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレ
ベルでの総合的な災害リスク管理の策
定と実施を行う。

13

気候変動に
具体的な対策を



【目標13】

変動及びその影響を軽減するための
緊急対策を講じる

①13-1

すべての国々において、気候関連
災害や自然災害に対する強靱性
(レジリエンス)及び適応力を強化
する。

人間の復興を目指す
オール・ハザード・アプローチへ

災害復興法学 III

An Encouragement of Disaster Recovery and
Revitalization Law III

岡本 正 著

慶應義塾大学で誕生し
全国へ広がる人気講座の最新刊
遂に登場



2023年10月刊行

左記 QR コードから、
Amazon で予約注文受付中

A5判/並製/416頁
ISBN: 978-4-7664-2918-3 C3032
定価: 3,300円 (税込込み)

この国の未来を 担うあなたへ

感染症、地震、津波、台風、豪雨を乗り越え
次の百年へ叡智を繋ぐ政策ドキュメンタリー

感染症×風水害×防災教育×事業継続

プロローグ

第1部 新型コロナウイルス感染症と災害復興法学—COVID-19
第1章 新型コロナウイルス感染症は災害か：災害対策の知恵を感染症に活か
せ
第2章 新型コロナウイルス感染症とリーガル・ニーズ：動き出す法律家たち
第3章 感染症対策にも被災ローン減免制度を：被災ローン減免制度コロナ
特則とガイドライン立法化提言
第4章 新型コロナ関係給付金を差押えから保護せよ：特別定額給付金等を
巡る諸課題
第5章 オンラインで契約紛争解決：弁護士会の新型コロナADR・ODR
第6章 正しい情報と正しい判断で職員・顧客を守る：新型感染症対策と
BCP・BCM
第7章 新型コロナウイルス感染症に立ち向かう知識の備え：あなたを助ける
お金とくらしの話

第2部 異常気象と災害復興法学—DISASTERS

第1章 西日本豪雨とリーガル・ニーズ：豪雨災害の声を徹底分析
第2章 令和元年台風被害とリーガル・ニーズ：巨大台風襲来の大きな爪痕
第3章 義援金差押え禁止法恒久化：水害と感染症と恒久法への道のり
第4章 終らない半壊の涙・境界線の明暗：災害ケースマネジメントで申請主
義の壁を乗り越えろ
第5章 避難所TKBと感染症対策：災害救助法の柔軟運用と限界
第6章 続・続・個人情報個人を救うためにある：災害と個人情報利活用
第7章 救えた命、失われゆく声：命を守る災害関連死データの集積と分析
第8章 首都直下地震発生、東京から脱出せよ：東京「仮」住まい

第3部 分野を超越するこれからの災害復興法学—RESILIENCE FOR
ALL HAZARDS

第1章 知識の常備薬をポケットに：いつでも、どこでも、だれでも学べる社
会教育としての災害復興法学
第2章 知識を伝えるのはあなた：命を繋ぐ災害ソーシャルワークと災害復興
法学
第3章 その時メディアは何を伝えるか：被災者支援報道と災害復興法学
第4章 災害看護の力の源泉：健康支援・医療支援としての災害復興法学
第5章 会社は人でできている：組織のリスクマネジメントと災害復興法学
第6章 災害法務の専門人材を創れ：公共政策学としての災害復興法学
第7章 災害復興法学が目指す生活復興基本法：被災者のリーガル・ニーズ
から基本法を創る

エピローグ：14歳のための災害復興法学

災害復興法学

An Encouragement of Disaster Recovery and
Revitalization Law

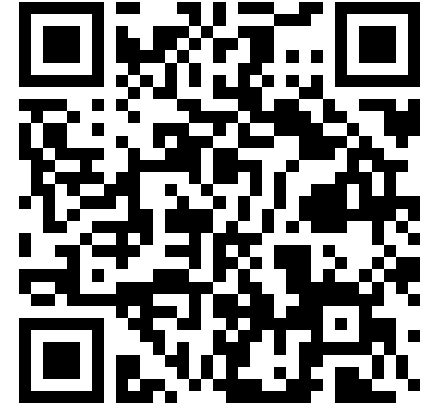
岡本 正
Tadashi Okamoto



2014年 慶應義塾大学出版会

参考文献

この国の未来を担うあなたへ
これは被災地4万人の
声が導いた、
復興政策の軌跡と
未来への道標である



【主要目次】

第1部 巨大災害時のリーガル・ニーズ

- 第1章 東日本大震災無料法律相談情報分析結果
- 第2章 東日本大震災のリーガル・ニーズの視覚化

第2部 東日本大震災と復興政策の軌跡

- 第1章 被災者どうしの紛争、話し合いによる解決
- 第2章 行方不明と死亡の狭間で揺れる遺族
- 第3章 破産できない! 新たな債務整理制度
- 第4章 きょうだいは家族か マイノリティ・リポートが導く真実
- 第5章 復興を阻害する古法の適用に待った!

- 第6章 いのちを奪うか、救うか、マンション法制のこれから
- 第7章 個人情報個人を救うためにある
- 第8章 未来に残せ、地域の個人情報利活用術
- 第9章 100万件の紛争を法律家の手で解決せよ
- 第10章 絶望を希望に変える情報を伝えるために
- 第11章 既成概念を打ち破る新しい法律・法改正

第3部 危機管理の新デザイン

- 第1章 地域ごとの復興政策モデル
- 第2章 南海トラフ地震・首都直下地震に備えるデータの活用

この国の未来を担うあなたへ
復興政策の軌跡は、
未来をつくる希望の種になる。

2018年 慶應義塾大学出版会

【主要目次】

プロローグ 復興から復興へ

第1部 災害時のリーガル・ニーズに学ぶ生活再建の知識の備え

- 第1章 東日本大震災「リーガル・ニーズ・マップ」
- 第2章 新しい防災教育 生活再建の「知識の備え」

第2部 復興政策の軌跡 大災害を教訓とした新制度の誕生

- 第1章 住まい(1) 所有者不明土地の高台移転・復興事業を加速せよ
- 第2章 住まい(2) 二重ローン問題は終わらない
- 第3章 住まい(3) マンションに救助はやって来るか
- 第4章 家族の生活(1) 災害関連死と家族の二重苦に終止符を
- 第5章 家族の生活(2) 災害救助法を徹底活用せよ
- 第6章 家族の生活(3) 半壊の涙、境界線の明暗
- 第7章 地域と情報(1) 津波犠牲者訴訟と安全配慮義務
- 第8章 地域と情報(2) 続・個人情報個人を救うためにある
- 第9章 地域と情報(3) 必要な情報を必要なところへ

第3部 復興から防災へ 復興の叡智を未来の防災政策に

- 第1章 東日本大震災「復興期」のリーガル・ニーズ
- 第2章 熊本地震と新たな復興モデルの認識
- 第3章 広島土砂災害にみるリーガル・ニーズの普遍性
- 第4章 復興・復旧から防災・減災へ

エピローグに代えて

～2015年ネパール地震:カトマンズ講演に込めた「レジリエンス」の思い～

参考文献



災害復興法学 II

An Encouragement of Disaster Recovery and
Revitalization Law II

岡本 正

Tadashi Okamoto



**公共政策×復興
×防災・減災**

慶應義塾大学屈指の人気講座の続編が
4年の歳月を経てついに刊行

復興の智慧を次なる復興に

被災者の「声」を防災・減災教育へ繋ぐ

東日本大震災4万件、
熊本地震1万2千件、
広島土砂災害250件の
リーガル・ニーズを徹底解析。
「リーガル・レジリエンス」の
獲得を目指して
新たな防災教育をデザインする。

慶應義塾大学出版会 全価(本体 2,800円+税)

声は届く、ともに歩んでいこう。

参考文献

2018年 勁草書房（KDDI叢書）

- 第1章 災害復興法学の体系化を目指して
- 第2章 災害時の無料法律相談分析の意義と災害復興法学に関する先行研究
- 第3章 東日本大震災無料法律相談情報分析結果
- 第4章 広島市豪雨災害無料法律相談情報分析結果
- 第5章 熊本地震無料法律相談データ分析結果
- 第6章 リーガル・ニーズの分析と災害復興政策の実現
- 第7章 分野横断的な復興政策モデルの構築
- 第8章 災害復興法学の実践
- 第9章 考察
- 第10章 結論と展望



KDDI
総合研究所
叢書

災害復興法学 の体系

リーガル・ニーズと復興政策の軌跡

[著]
岡本 正



勁草書房

法制と現場の乖離を克服する方向を
見いだした好著。心から一読を薦めたい。

—— 室崎益輝 (神戸大学名誉教授・兵庫県立大学減災復興政策研究科科長)

解釈論と立法論とを総合する新しい法律学。
その道標となる画期的な成果が生まれた。

—— 北居 功 (慶應義塾大学大学院法務研究科委員長)

keiso shobo

【受賞御礼】日本公共政策学会
2019年度学会賞『奨励賞』

図書館のための 災害復興法学入門

新しい防災教育と生活再建への知識

岡本 正



防災のために図書館ができることのすべて

いざというときのために、

法律と図書館を自分と地域の味方にする具体的な方法

図書館はやはり「学びの場」——野末俊比古(青山学院大学教授
図書館長)

樹村房

2019年 樹村房

参考文献

図書館はやはり 『学びの場』

- 第1部 「知る」
- 第2部 「伝える」
- 第3部 「つくる」

災害が起こったとき、不安を抱える被災者の生活再建のために、図書館が担える役割とは何でしょうか。「生活再建への知識」「備えの防災教育」をキーワードに、地域を支える情報拠点であり、だれにでも開かれた生涯学習の場である図書館へ。

玉有朋子先生による
ファシリテーション・
グラフィックも掲載!





被災した あなたを助ける お金と くらしの話

増補版

▶ 新型コロナウイルス感染症をテーマにした7つの新作コラム！

▶ 最新の法改正に対応！

2021年
12月3日
発売

岡本 正 著

弁護士（銀座パートナーズ法律事務所）。第一東京弁護士会所属。防災士・ファイナンシャルプランナー・マンション管理士。右専大宇地 防災研究センター 客員教授、北海道大学公共政策学術センター上席研究員、慶應義塾大学・青山学院大学等非常勤講師。2001年慶應義塾大学法学部卒。2003年弁護士登録。東日本大震災を契機に2011年4月から12月まで日弁連災害対策本部副総務長に就任。同震災後の4万枚の弁護士業務法律相談データベース作成を担う。長年行政における豊富な経験を活かし2012年より「災害復興法学」講座を各大学に開設。その防災教育活動は「危機管理デザイン賞」（2013年）、「若者力大賞ユースリーダー支援賞」などを受賞。博士論文をもとにした書籍「災害復興法学の体系」リーガル・ニーズと復興政策の動向」は「日本公共政策学会奨励賞」を受賞。その他、防災分野の著書多数。

- 住宅ローンの支払いができない
- 通帳や印鑑をなくした
- 国や自治体の支援はあるのか
- 生活費がない
- 公共料金が支払えない
- 壊れた屋根が隣家に被害を与えトラブルに
- 相続や保険の手続きが複雑でわからない etc.

被災後の生活再建の大きな支えとなる「知識の備え」厳選 30 話。

“この本で伝えたいのは「希望」です”
（「はじめに」より）

四六判 144 ページ 定価 1,430 円 (税込)
ISBN 978-4-335-55206-9 C0036

被災した
あなたを助ける
お金と
くらしの話

増補版

弁護士 岡本 正

▶ はじめの一歩
▶ 貴重品がなくなつた
▶ 支払いができない
▶ お金の支援
▶ トラブルの解決
▶ 生活を取り戻す
▶ 被災地を見える

「希望」を伝える、全30話
〈新型コロナウイルス感染症とくらし〉7コラム

Chapter 2
生活再建への第一歩
「罹災証明書」を
必ず知っておこう

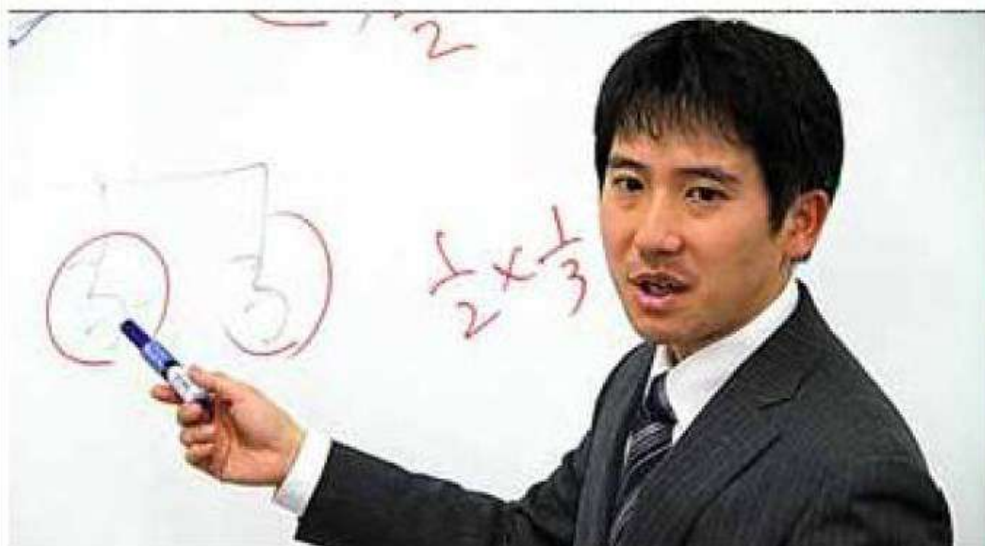
住んでる家が「被災」
被害者になったら罹災証明書

罹災証明書（じさいしよめいしよ）とは、災害にみる住宅等の被害の程度（全壊、大半壊半壊、中壊半壊、半壊、準半壊）を証明する書類です。災害後に一部被害を証明する書類です。災害後に被災者から申請があったときには、自治体は罹災証明書を発行する義務を負っています。自治体の被害が一目瞭然とわかるため、自治体の被災者支援策の策定に活用できるメリットがあります。被災者生活再建支援金の金額決定も、罹災証明書の発行が前提となります。

仮設住宅入居、応急修理の要件を満たすかどうかの確認にも使われています。あくまでも被災者支援の円滑化のために自治体に発行義務を課しているものであり、あらゆる制約が利用に際しては被災証明書を前提としているわけではありません。罹災証明書がない限り被災者として認められないと誤解しているケースも少なくありません。罹災証明書の発行は申請書で注書していただき、たとえば申請書類で注書していただく一定の地域に住む人たちが対象となります。被災者支援策はあくまでも被災者に対するものであり、被災証明書の発行が、住所でわかれば、罹災証明書は求められていません。

ひと

おかもと ただし
岡本 正 さん(34)



東日本大震災が起きた時、弁護士たちは駆け回って無料で法律相談を受け始めた。「被災者のニーズを正確に把握し、国に届けなければ意味がない」と震災の翌月、日本弁護士連合会にデータベース(DB)化を進言。自ら同会災害対策本部の室長に就き、相談内容をパソコンに打ち込んだ。

鎌倉で江戸時代から続く酒屋に

生まれ、弁護士に。震災時は内閣府に出向中。周りの職員は被災地や震災対応の部署へ飛ぶ。「自分は何ができるか」と強く思った。

DBは4万件を超えた。沿岸部では遺言や相続、市街地では被災建物の賃貸借やローン……。どうにもならない課題が浮かんた。相続放棄の期間延長やローンの減免など、阪神大震災後には作れなかつた制度が実現した。「DBがかなり貢献したはず」

首都直下型地震や東南海地震が起きるのが数十年後なら、大震災を経験した専門家がいない可能性もある。豊富な実例をもとに立法のノウハウを伝える「災害復興法学」を提唱した。昨年から母校慶応大の大学院で非常勤講師、今年からは中央大大学院でも客員教授として、大災害に即応できる法律家や官僚の卵の育成に力を注ぐ。

札幌で司法修習をして以来、新しいラーメン店の開拓が楽しみ。週末も大型連休も返上してDBづくりをした時も、「おいしいラーメンからエネルギーをもらいました」。

文・写真 村山恵二



撮影・盛瀬

「災害復興法学」を教える弁護士

おかもと だだし さん 37
岡本 正 さん 37

「災害後を生き抜く知識や備えも、広い意味での防災になる」。東日本大震災後、自ら提唱した「災害復興法学」を法律家や官僚志望の学生らに教えてきた。その数は1000人を超す。

神奈川県出身で、専門は企業法務。内閣府に出向中の2011年に震災が起きた。被災地では、全国から駆けつけた弁護士が、1か月に3000件超

顔

の相談を受けていた。自分に何ができるのかと思いい、現地の仲間に電話をかけた。「相談記録が積み重なる一方だ」。すぐに日本弁護士連合会に掛け合いい、記録のデータベイス化を提言し、夜は自分でもパソコンで入力した。

日弁連がデータを基に国に要望した結果、ローン減免制度や相続放棄の期間延長などが実現した。

總務の大学で災害復興法学の授業を持ち、災害後の暮らしの再建にどんな法的支援制度が必要なのかを教えている。あの年の6月、岩手県陸前高田市を訪れ、被災者の嘆きを聞いた。制度があれば苦しまずに済む人がいた」と思いながら、活動の原点にある。データベースは約4万件に増えた。悲痛な声の数々を「希望の種」に変えたいと思っている。(社会部 越村格)

「災害復興法学」を教える弁護士

おかもと だだし さん 37
岡本 正 さん 37

「災害後を生き抜く知識や備えも、広い意味での防災になる」。東日本大震災後、自ら提唱した「災害復興法学」を法律家や官僚志望の学生らに教えてきた。その数は1000人を超す。

神奈川県出身で、専門は企業法務。内閣府に出向中の2011年に震災が起きた。被災地では、全国から駆けつけた弁護士が、1か月に3000件超

顔

の相談を受けていた。自分に何ができるのかと思いい、現地の仲間に電話をかけた。「相談記録が積み重なる一方だ」。すぐに日本弁護士連合会に掛け合いい、記録のデータベイス化を提言し、夜は自分でもパソコンで入力した。

日弁連がデータを基に国に要望した結果、ローン減免制度や相続放棄の期間延長などが実現した。

總務の大学で災害復興法学の授業を持ち、災害後の暮らしの再建にどんな法的支援制度が必要なのかを教えている。あの年の6月、岩手県陸前高田市を訪れ、被災者の嘆きを聞いた。「制度があれば苦しまずに済む人がいた」と思いながら、活動の原点にある。データベースは約4万件に増えた。悲痛な声の数々を「希望の種」に変えたいと思っている。(社会部 越村格)

被災時に役立つ知識をまとめ出版した弁護士

岡本 正さん(41)



神奈川県鎌倉市出身。東日本大震災では、避難所で直接相談を受け、熊本地震(2016年)などでも現地に出向いた。

「被災したあなたを助けるお金と暮らしの話」(弘文堂)を、11日に出版した。9年前、東日本大震災の当時は内閣府に出向中で、行政改革や政策立案を担当していた。並行して日弁連災害対策本部嘱託室長として、被災者を対象にした法律相談を集約し、仲間の弁護士とともに1年間で4万件を分析した。地震や台風などで被害を受けた人々が直面する、住まい

東日本大震災から9年を迎えた3月、法律や制度の使い方方を解説した「被災したあなたを助けるお金と暮らしの話」(弘文堂)を出版した。

東京の弁護士事務所では、大震災が起きた2011年から、大震災が起きた。自分にはできないかと思いついた時、現地の弁護士に被災者から、生活再建への不安を訴える声が徐々に

寄せられていることを知った。他の弁護士とともに、1年間に集まった大量の相談事例のうち約4万件を読み続けた。「何をどうしていいのか分からない」という切実な声。制度があっても、支援が現場に届かない様子が目に浮かび、歯がゆかった。支援法制を紹介する書籍の出版が頭に浮かんだが、「30代前半の1弁護士の声に多くの人は

耳を傾けてくれないのでは」と思いどまった。まずは学問として確立しようと「災害復興法学」を提唱。12年に慶応大の非常勤講師になり、17年には博士号を取得した。企業などを対象にしたセミナーも全国で200ほど行って来た。

そしてようやく、一般向けの一冊をまとめることができた。「伝えたいのは『希望』です」。そんな書き出しで、イラストを交えて、生活再建の道筋に沿って30話にまとめた。「災害で多くを失っても、助けてくれる法律がある。全ての国民にとって当たり前になるように、『知識の薬箱』として貢献できれば。四六判144ページ(1430円)。軽くて持ち運びにも便利だ。

文・林田奈々
写真・宮武祐希

2020.4.23

ひと

被災者の生活再建 助ける書籍出版



「被災証明書の取得から始まるお金の流れと暮らしの話」(弘文堂)を、11日に出版した。

9年前、東日本大震災の当時は内閣府に出向中で、行政改革や政策立案を担当していた。並行して日弁連災害対策本部嘱託室長として、被災者を対象にした法律相談を集約し、仲間の弁護士とともに1年間で4万件を分析した。地震や台風などで被害を受けた人々が直面する、住まい

この人

岡本 正さん(41)

や暮らしの再建に役立つ法律を分かりやすく説明する「被災したあなたを助けるお金と暮らしの話」(弘文堂)を、11日に出版した。

9年前、東日本大震災の当時は内閣府に出向中で、行政改革や政策立案を担当していた。並行して日弁連災害対策本部嘱託室長として、被災者を対象にした法律相談を集約し、仲間の弁護士とともに1年間で4万件を分析した。地震や台風などで被害を受けた人々が直面する、住まい

にまつわる相談が多くを占めた。法や制度をどう生かすか、その不備をいかに政策提案につなげるかを体系化した「災害復興法学」を確立。学生や自治体職員らに講義を重ねてきた。

支援を受ける側にも「知識の備えが必要」と指摘。「大災害の備え」といって、水や食料を思い浮かべる人が多いが、家や仕事、大切な人を失うかもしれない。被災する前に読んでほしい」(小形佳奈)

2020.3.12

東京中日新聞 2020年3月12日朝刊

2020年(令和2年)3月30日(月曜日) 岩手日報

被災者助ける解説本



岡本正弁護士

岡本弁護士「岩手大」が出版



岡本正弁護士が出版した「被災したあなたを助けるお金と暮らしの話」

「地震や台風で遭った被災者や被災者が直面するさまざまな問題に対処し、生活を再建するための支援制度を」

「被災証明書の取得から始まるお金の流れと暮らしの話」(弘文堂)を、岩手大地域防災研究センターが岡本教授の岡本正弁護士が出版した。

「被災証明書の取得から始まるお金の流れと暮らしの話」(弘文堂)を、岩手大地域防災研究センターが岡本教授の岡本正弁護士が出版した。

「被災証明書の取得から始まるお金の流れと暮らしの話」(弘文堂)を、岩手大地域防災研究センターが岡本教授の岡本正弁護士が出版した。

「被災証明書の取得から始まるお金の流れと暮らしの話」(弘文堂)を、岩手大地域防災研究センターが岡本教授の岡本正弁護士が出版した。

岡本 正 (Tadashi OKAMOTO)

銀座パートナーズ法律事務所パートナー弁護士。博士（法学）。気象予報士。マンション管理士。ファイナンシャルプランナー（AFP）。医療経営士（2級）。防災士。防災介助士。岩手大学地域防災研究センター客員教授。北海道大学公共政策学研究中心上席研究員。人と防災未来センター特別研究調査員。慶應義塾大学・青山学院大学ビジネス法務専攻・長岡技術科学大学・日本福祉大学・神戸市看護大学等の非常勤講師。2013年度から2016年度には中央大学大学院公共政策研究科客員教授も務めた。2017年9月20日、博士論文「災害復興法学の体系—リーガル・ニーズと復興政策の軌跡—」により新潟大学大学院現代社会文化研究科より『博士（法学）』の学位を取得。

1979年生。神奈川県鎌倉市出身。2001年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、同年に司法試験合格。2003年に弁護士登録し、田邊・矢野・八木法律事務所（現在名）に10年勤務したのち、2013年8月に独立し岡本正総合法律事務所を設立。2016年4月に銀座パートナーズ法律事務所を設立。

弁護士ほか専門資格と豊富な行政内弁護士経験を活かし、企業、個人、行政、政策、教育など幅広い法律分野を扱う。2009年10月から2011年10月まで内閣府行政刷新会議事務局上席政策調査員として、行政改革・規制改革・政府系法人改革・行政事業レビューなど行政改革・政策立案を担当する。東日本大震災を契機として、2011年4月から12月まで日弁連災害対策本部嘱託室長にも就任。東日本大震災の4万件の無料法律相談データベース策定を提言し、その責任者となる。2011年12月から2017年7月まで文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター総括主任調査官に就任し、組織体制の構築や仲介基準策定をはじめ多数の案件に関わる。2012年には、リーガルニーズと復興政策の軌跡をとりまとめ、法学と政策学を融合した「災害復興法学」を大学に創設。講義などの取り組みは、『危機管理デザイン賞2013』『第6回若者力大賞ユースリーダー支援賞』などを受賞。

内閣官房、内閣府、総務省、中小企業庁、東京都、神奈川県ほか産学官の公職多数。その他企業や行政機関の役職・アドバイザー・専門委員等多数。NHK「視点・論点」、読売新聞「顔」、朝日新聞「ひと」、毎日新聞「ひと」、東京新聞「この人」他メディアにおける有識者出演多数。

代表著書に『災害復興法学：リーガル・ニーズと復興政策の軌跡』（勁草書房／日本公共政策学会奨励賞受賞）、『災害復興法学』（慶應義塾大学出版会）、『災害復興法学Ⅱ』（同）、『非常時対応の社会科学法学と経済学の共同の試み』（有斐閣）、『公務員弁護士のすべて』（第一法規）、『被災したあなたを助けるお金とくらしの話』（弘文堂）、『図書館のための災害復興法学』（樹村房）などがある。

岡本 正 (Tadashi OKAMOTO)

略歴・全業績アーカイブ
(岡本正ウェブサイト)



主な論文・専門誌記事
(CiNii)



researchmap
(岡本正)



SYNODOS
(寄稿／取材／対談)



弘文堂スクエア連載
(新型コロナと災害復興法学)



Yahoo!ニュース
(個人オーサー)



自然災害訴訟に学ぶ組織のリスクマネジメント — 安全配慮義務とBLCPPの視点 —

産産パートナーズ法律事務所 弁護士、博士(法学)、気象予報士、岩手大学地域防災研究センター客員教授 岡本 正

官民を問わず組織のリスクマネジメントに役立つ視点を、過去の自然災害から教訓を抽出することで取りまとめる。組織のリスクマネジメントの概念は広範にわたるが、ここでは、①災害等の直後に、組織がその構成員、施設利用者等の関係者や顧客の生命を災害の脅威そのものから守ることが出来るかという視点と、②災害後に組織が活動や事業を継続する場合に、その担い手となる構成員・職員らの健康にケアをした形で事業を遂行し、確実に事業継続を達成できるかどうかという視点について、「安全配慮義務」や「リスクコミュニケーション」という観点から考察を試みるものである。

まず、災害発生の直前直後における組織の「安全配慮義務」のポイントを浮き彫りにすべく、自然災害に起因して起きた損害賠償訴訟の裁判例、特に東日本大震災の津波被災者訴訟(津波で亡くなった方のご遺族が所属組織や公的機関に対して賠償責任を問う、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟や国家賠償請求訴訟)の裁判例を「検証的な目録」から分析し、そこから組織のリスクマネジメントに資する教訓を抽出することを旨とする(岡本正2018「災害復興法Ⅱ」)。自然災害に関連した裁判例で共通しているのは、組織が「安全配慮義務」、「普皆注意義務」、「内部統制システム構築義務」等を果たしていたかどうかという視点である。自然災害と安全配慮義務等の関係性や、津波被災者訴訟のなかから、銀行、自動車学校、公立小学校等の事例を分析することで導き出された教訓をとりまとめ、現在の組織のリスクマネジメントに欠かせない視点を提示する。これらの視点は、事業継続計画(BCP)の見直しや、組織全体の事業継続マネジメントの強化のために、直ちに人材育成や経営戦略に反映されることが望まれる。

また、組織が安全配慮義務を果たそうとする場面は、災害後に事業継続の担い手となる職員へのケアに及ぶ。組織は職員やその家族に対する「生活の再建」へのサポートも欠かせない。職員が被災後に過酷な環境に置かれ、肉体的・精神的・経済的負担から離職してしまえば、組織としても事業継続の担い手を失うことになってしまう。そこで、災害発生のリスクや、災害後に被災者を安心させるための内部に向けた「リスクコミュニケーション」の実施を平時から丁寧に行っておくことが重要である。その一例として、組織の社員や構成員に対する「被災したあなたを助けるお金とくらしの話」研修プログラム(岡本正「被災したあなたを助けるお金とくらしの話増補版」)の実践の有効性を提言したい。被災後に職員個人や家族が「生活再建」を果すために必要となる情報に辿り着けず不安を抱え、困窮状態に陥れば、職員は事業継続の担い手として活動することができなくなってしまう。このため、組織側のほうで、職員個人や家族のために必要となる最低限の「知識」を備える研修を実施して、人材育成を行っておくことが重要になる。災害後に住宅が被災し、ローンの支払等に苦慮する職員やその家族にとつて、少しでも希望をもってもらえらる役立情報や事前を知っておいてもらおう研修等の実践が有効である。罹災証明書、被災者生活再建支援金、災害弔慰金、そして自然災害債務整理ガイドラインといった、大規模な自然災害の発生時において不可欠となる法制度の知識を、平時の段階から職員に浸透させることを、人材育成のプロセスに組み込むことも重要である。個人のレジリエンスの強化をはかることで、組織全体のレジリエンス向上を目指す「BLCPP」(Business and Living Continuity Plan)の視点を考慮した事業継続マネジメントが求められている。